

新旧「新聞倫理綱領」（日本新聞協会）の諸言語訳

諸言語訳について

山本 賢二*

日本大学大学院新聞学研究科は設立にあたって、その一つの柱として「アジア」を据えた。それはアジア（日本を含む）のジャーナリズムを研究、その成果を発信すると同時に、アジアからの学生を受け入れ、育てるという二つの意味が込められている。本学はすでに韓国、中国、香港、チベット、インドネシア、シンガポールなどの国と地域からの学生を受け入れている。こうした教育のみならず、研究面においても2014年にはタイからチュラロンコン大学コミュニケーション学部パブリックリレーション学科のウォラワン・オンクルタラクサ准教授を外国人研究者としてお招きし、「震災とリスクコミュニケーション」について特別講義をしていただくとともに、学術交流を行った。われわれのもつこうした「優位性」を活かして、何らかの情報をアジアに発信するのも本学の責務であろうと考え、その第一歩として新旧「新聞倫理綱領」のアジア諸言語への翻訳を試みることにした。なぜならば日本新聞協会が定めた「新聞倫理綱領」は日本のジャーナリズムを研究する国外の研究者にとって、一つの指標ともいえる資料であると考えたからである。

今回は中国語、チベット語、タイ語、インドネシア語の試訳を掲載する。中国語については台湾を含む中国での既訳も多いことから、本学博士後期課程在籍の張新慧さんが資料解題としていくつかの訳を比較しながら試訳を行った。その他の言語については訳文のみを掲載する。チベット語訳については本学博士前期課程在籍のデギドルマさんと大谷大学研究生のパクモツェダン氏および中国青海省天俊県テレビ局勤務のジュラジャ氏の共訳である。また、タイ語は前述したウォラワン・オンクルタラクサ准教授によるものである。そして、インドネシア語は本学博士前期課程を修了し、現在インドネシアの国立アイルランガ大学人文学部日本研究学科のガンディー専任講師が翻訳した。

この試訳がそれぞれの言語圏で「新聞倫理綱領」のさらなる理解を可能にするよりよい訳文が生まれることにつながると同時に、われわれのこうした取り組みがアジアの国と地域の関係者に受け入れられ、ジャーナリズム研究を通じての相互理解に少しでも役に立つことができれば望外の喜びである。

なお、新旧「新聞倫理綱領」全文の転載を快諾された一般社団法人日本新聞協会に感謝の意を表す。（編者）

(1) 新「新聞倫理綱領」（2000年6月21日）

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障され

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

る。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任

表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

正確と公正

新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない。記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容

新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重

新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名譽を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名譽を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度

公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

(一般社団法人日本新聞協会提供)

(2) 旧「新聞倫理綱領」(1946年7月23日制定・1955年5月15日補正)

日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これを最もすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない。

この自覚に基づき、全国の民主主義的日刊新聞社は経営の大小に論なく、親しくあい集って日本新聞協会を設立し、その指導精神として「新聞倫理綱領」を定め、これを実践するために誠意をもって努力することを誓った。そして本綱領を貫く精神、すなわち自由、責任、構成、気品などは、ただ記者の言動を律する基準となるばかりでなく、新聞に関係する従業者全体に対しても、ひとしく推奨さるべきものと信ずる。

第1 新聞の自由 公共の利益を害するか、または法律によって禁ぜられている場合を除き、新聞は報道、評論の完全な自由を有する。禁止令そのものを批判する自由もその中に含まれる。この自由は実に人類の基本的権利としてあくまでも擁護されねばならない。

第2 報道、評論の限界 報道、評論の自由に対し、新聞は自らの節制により次のような限界を設ける。

イ 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。

ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではならない。

ハ ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。

ニ 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。

ホ 故意に真実から離れようとするかたよった評論は、新聞道に反することを知るべきである。

第3 評論の態度 評論は世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならない。しかも筆者は常に、訴えんと欲しても、その手段を持たない者に代わって訴える気概をもつことが肝要である。新聞の高貴たる本質は、この点に最も高く発揚される。

第4 公正 個人の名誉はその他の基本人権と同じように尊重され、かつ擁護さるべきである。非難された者には弁明の機会を与え、誤報はすみやかに取り消し、訂正しなければならない。

第5 寛容 みずから自由を主張すると同時に、他人が主張する自由を認めるという民主主義の原理は、新聞編集の上に明らかに反映されねばならない。おのれの主義主張に反する政策に対しても、ひとしく紹介、報道の紙幅をさくがごとき寛容こそ、まさに民主主義新聞の本領である。

第6 指導・責任・誇り 新聞が他の企業と区別されるゆえんは、その報道、評論が公衆に多大な影響を与えるからである。公衆はもっぱら新聞紙によって事件および問題の真相を知り、これを判断の基礎とする。ここに新聞事業の公共性が認められ、同時に新聞人独特の社会的立場が生まれる。そしてこれを保全する基本的要素は責任観念と誇りの二つである。新聞人は身をもってこれを実践しなければならない。

第7 品格 新聞はその有する指導性のゆえに、当然高い気品を必要とする。そして本綱領を実践すること自体が、気品を作るゆえんである。その実践に忠実でない新聞および新聞人は、おの

ずから公衆の支持を失い、同志の排斥をこうむり、やがて存立を許されなくなるであろう。ここにおいて会員は道義的結合を固くし、あるいは取材の自由を保障し、または製作上の便宜を提供するなど、互いに助け合って、倫理水準の向上保持に努めねばならない。かくて本綱領を守る新聞の結合が、日本の民主化を促進し、これを保全する使命を達成すると同時に、業界を世界水準に高めることをも期待するものである。

(一般社団法人日本新聞協会提供)